

命 令 書

申立人 二和ひつじ幼稚園教職員組合

被申立人 二和ひつじ幼稚園 こと Y

主 文

- 1 被申立人は申立人の組合員 A₁、同 A₂、同 A₃及び同 A₄その他組合員をクラス担任とすることについて非組合員と差別してはならない。
- 2 被申立人は申立人の組合員がクラス担任でない期間中は、
 - (1) フリー教諭とすることについて申立人の組合員と非組合員とを差別してはならない。
 - (2) 申立人の組合員に対し教材の管理、準備及び製作など幼稚園教諭としての業務を担当させなければならない。
- 3 被申立人は申立人の組合員が年次有給休暇の請求をしたときこれを拒否して不利益取扱いをしてはならない。

理 由

第1. 認定した事実

1. 当事者

- (1) 申立人二和ひつじ幼稚園教職員組合（以下組合という。）は二和ひつじ幼稚園に勤務する教職員17名によって昭和51年1月25日結成され、肩書地（編注、千葉県船橋市）に事務所を置く労働組合であって、千葉県私立学校教職員組合連合に加盟し、組合員数は、本件申立時は10名であったが結審時は後記の事情で8名となった。
- (2) 被申立人 Y（以下園長という。）は、肩書地（編注、千葉県船橋市）で昭和41年4月23日付けで園長の母である B₁（以下園主という。）の個人名義で学校教育法第4条により設置を認可された二和ひつじ幼稚園（以下園という。）と称する幼稚園を経営している。

園長は、園主の夫であり園の実質的開設者である父、B₂（以下老園長という。）の長男で、同人から昭和50年8月以降その経営を受けついでいるものである。

園長は、弟の B₃（以下事務長という。）に園長代理兼事務長として園の経営を補助させており、また、弟の C₁にも園長を補助させるかたわらクラスを担当させ、さらに園長の義妹 B₄（以下副園長という。）、同 C₂にもクラスに入り直接園児を保育させている。保育にたずさわっている同人らはすべて幼稚園教諭の資格は有していない。

園の本件申立時の教員数は13名、結審時は12名（うち教諭の免許を有する者6名、教諭の免許を有しない者6名）クラスは8クラスで園児は305名である。

2. 組合結成までの労使関係

- (1) 教員の採用とクラス担任、代替教諭の任命

ア 幼稚園の設置基準

文部省が定めた幼稚園設置基準（以下設置基準という。）には、①1学級の幼児数は40

人以下を原則とし（第3条）、②園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任教諭1人を置かなければならない。特別の事情があるときは、クラス数の3分の1の範囲内で専任の助教諭または講師をもって教諭に代えることができる（第5条）と規定されている。

イ 園においては、毎年10月に翌年度の新入園児を募集し、翌年度のクラス数を年少組、年長組ごとに決定するが、クラスの幼児数は設置基準を超え50名以上60名に達しているものもあった。

ウ 園においては1級または2級の免許を有する幼稚園教諭（以下有資格者という。）の採用困難な特別の事情から、有資格者担任のクラス数は設置基準に達せず、残りのクラスは、かつて幼稚園教諭の免許を有しないで他の幼稚園または保育所に勤めたことのある園児の母親等を教員に採用してクラスを担当させるか、または、幼稚園教諭の免許を取得すべく短期大学の夜間部等に通学している女子学生を一旦助手として採用し、通園用のバス（以下バスという。）に添乗させ、学校を卒業して2級免許を取得した後クラスを担当させた。各年度に専任としてクラスを担当させるもの（以下クラス担任という。）及び後記認定のフリー教諭への配置人事については3月の個人面接を経て年度初めの4月の職員会議の席で人事発表をした。

(2) 労使慣行

ア 代替教諭制の慣行

園においては、クラス担任が休んだとき、もしくは遅刻、早退したときにクラス担任の代役を勤め、またはクラス担任の保育の補助をさせるためクラス担任以外に代替教諭（以下フリー教諭という。）を置いていた。フリー教諭は教材の管理、準備、製作など保育に直接関係のある仕事をした。また、助手として採用した者をバスに添乗させたり、クラスに入らせて保育の見習いをさせた後フリー教諭を兼ねさせたこともあった。昭和50年度は助手2人がフリー教諭を兼務した。

イ 温情主義の慣行

園は上記の有資格者採用困難な特別の事情から、就業規則を作成して教職員を一律に規制することをせず、温情主義をとり、①教員の勤務時間は各人の個人的事情に応じて、出勤時刻は午前8時30分、9時、9時30分、月曜から金曜までの退勤時刻は午後3時30分、4時とそれぞれ時差を設けた取扱いを個別に認めた。②欠勤、遅刻、早退に対する園の態度は寛大であって、これらを理由とする給料または一時金からの査定控除は一切しなかった。③毎月の給与並びに夏期及び年末の一時金は採用時に口頭で支給額を知らせ、その支給に際してはその支給額をそっくり袋に入れて金額を記載して渡した（イの温情主義の慣行を以下単に労使慣行という。）

(3) その他の労働条件

ア 園は昭和48年度に園舎を増築し、バスを1台増車して2台にしたが、トイレ、手洗場所、保健室、休息室、非常階段等の施設が不備であったり、また専用の職員室もなく、かつ教員は外来者との応待、電話の取次ぎ等の事務的雑務を余儀なくさせられる等教員間に不満があった。

イ 職員会議は全く園と教員とが話し合うという雰囲気ではなく、教材の選択、行事、保育方針等について園長の一方的な指示発言に終始し、しかも労使慣行の各人別の退

勤時刻を過ぎて続けられることが多く、教員間に不満があった。

(4) A₂事件と欠勤控除

A₂（以下A₂という。）は、昭和46年3月に東京の音楽大学教育音楽科（幼児教育専攻）を卒業して幼稚園教諭の1級免許を取得し、一時東京東中野の会社に勤めた後、昭和49年4月から園に教諭として採用されたが、その際上記会社から園に送られたA₂の身上に関する申し送り事項の報告書には、「A₂は組合活動には扇動されやすい」との文言が記載されていた。A₂は、昭和50年7月19日に園が支給した夏期一時金について自分の受領額が同期に採用された1級免許を所持している教諭A₁の受領額より6,000円少なかったため、老園長に説明を求めたがその説明に納得できず、数人の教員とともに再度説明を求めようとした。老園長は「何だ、団交かね。団交は認めない。」「話があるなら部屋で1人ずつ聞こう。」と言ったのでA₂が1人で老園長のところへいくと老園長が「1級の免許状がありながらそれらしいことをしていない。」「皆を扇動している。」などと言ったので、A₂が興奮して「私はやめます。こんなところでやるものか。」と言ったことが発端となってA₂の解雇事件に発展し（以下A₂事件という。）、同年8月、老園長は園の経営を園長に引きついだ。同年11月18日、園長は、千葉地方裁判所のA₂事件に関する地位保全仮処分事件について、A₂の原職復帰と給料の遡及払いを認めること等の条件で和解したが園長はA₂の身上に関する申し送り事項の報告書に「組合活動には扇動されやすい」との文言が含まれていたことを重視して、A₂らの労働組合結成の動きを警戒し、同年12月の年末一時金の支給に際し、A₂をはじめ全教職員に対し休んだ日を欠勤扱いとし、欠勤1日につき、2,000円の割合による金員を控除して支給した。このことが引き金となって、A₂とA₁が中心となり、労働条件の向上とよりよい保育を目ざして、園の教職員20名中無資格者3名を除く職員17名が組合を結成し、執行委員長にA₁（以下A₁またはA₁委員長という。）副委員長にA₅（以下A₅という。）及び書記長にA₂、その他の執行委員を選出し、同日園にその旨通告した。

3 組合結成後の労使関係

- (1) 園は、昭和51年2月23日に組合と話し合い、昭和51年4月から、①1クラスの定員数を平均42名乃至45名とする、②途中入園児の取扱いについては非組合員を含む全教職員と相談して決する、③勤務時間内に職員会議をもうける、ことを合意した。組合は合意事項について合意書を作成して調印のうえ園に渡し、園に対しても合意書の調印を執拗に要求したが園は拒否した。
- (2) 園は、昭和51年3月22・23日ころ、一方的に組合に対し、昭和51年度給料は、①初任給の基準を設定し86,000円とする、②経験給の新設、③運転手2名の給与は122,000円として平均賃上げ額14,785円、アップ率19.3%とすると発表した。なお、園は昭和50年度までの初任給は1級免許所持の教諭、2級免許所持の教諭及び無資格者間にそれぞれ格差を設けていた。また、園は3月25日に就業規則案を組合に提示して意見を求めた。この案には始業時刻午前8時0分、月曜から金曜までの終業時刻午後4時30分とする等の条項が含まれていた。
- (3) 昭和51年4月5日、園は同年度最初の職員会議において、一方的に同年度からクラス一人担任制を採用したと宣言し、組合員である助手2人をフリー教諭からはずした。
- (4) 同年4月25日、園は一方的に上記(2)により算出した4月分給料を支給したが組合はこ

- の支給に対し園に抗議文を提出するとともに、園の発表した給与改訂に現段階では同意するものではないということ留保して暫定的にこれを受領した。
- (5) 同月30日、組合は園に対し、助手2人のフリー教諭はずしによって昭和51年度欠員となっているフリー教諭2名の補充増員と51年度賃上げは、①昭和51年度給与の基本給を昭和51年1月25日時点の本俸+経験給+16,000円、②研究費3,000円、③初任給86,000円、④運転手の給与増額（㉔30歳代146,300円、㉕40歳代172,500円）等の要求事項を記載した要求書（以下4・30要求という。）を提出し、同年5月4日から6月28日まで園と5回団体交渉を行ったが、園は4・30要求を拒否した。
- (6) 同年6月、組合は、3月25日に園が提示した就業規則案中始業時刻午前8時0分、月曜から金曜までの終業時刻午後4時30分とある部分は従来の労使慣行に反するので、慣行どおり出勤時刻は午前8時30分、9時、9時30分と時差出勤制とし、月曜から金曜までの終業時刻は午後4時とすべしとの反対意見を記載した意見書を提出した。
- (7) 同年6月、組合は園児の父兄（以下父母という。）あてに組合結成の経過や上記4・30要求等を掲げた組合ニュースを発行して組合活動の状況報告をした。
- (8) 同年7月16日、組合は当委員会に対し、前記4・30要求について当委員会の立合いのもとに団体交渉を求めるあっせんを申請した。園は当委員会の担当職員の事情聴取に際し、フリー教諭2名の補充増員については現在園長の義妹2名で代替を行っている主張してあっせんを拒否した。
- (9) 同年12月18日、組合は二和公民館において父母約150名の参加を得て学習会を開催し、組合結成と活動状況を報告した。
- (10) 園は昭和52年6月9日、就業規則を作成して労働基準監督署に届け出たが始業時刻、月曜から金曜までの終業時刻の部分は組合の意見を無視し、原案どおりとした。しかし、組合員は慣行どおり出退勤した。
- (11) 昭和52年10月31日、園は出勤時刻を11月1日から午前8時5分まで繰り上げ、これに従わない者は4分の1日の欠勤扱いとすることを組合に通告したが、組合は労使で十分話し合いをするよう抗議し、11月1日以後も組合結成前の労使慣行どおり出勤した。組合は、11月11日と11月14日、それぞれこのことについて園と団体交渉を行ったが、労使間に合意は成立しなかった。
- (12) 同年12月22日、園は、通告に従わなかった組合員に対し、年末一時金から欠勤控除する旨を通告した。組合はこのことについて園に同月23日付け「公開質問状」を提出したが、園はそのころ、組合員に支給する年末一時金から欠勤扱い分を減額した。
- (13) 昭和53年2月10日、組合は質問状を園に提出して後記（4、5）の組合員A₆（以下A₆という。）、同A₇（以下A₇という。）のバス添乗への配置転換命令の撤回を要求（以下2・10要求という。）するとともに同月15日までに文書回答するよう求めたが園は回答しなかった。
- (14) 同年2月21日、組合は、当委員会に対し、上記2・10要求等について本件救済を申立て（以下2・21申立という。）、同年3月8日当委員会において第1回調査が行われた。
- (15) 昭和54年度の教員数はA₆、A₇の退職により11名となった。また、同年度のクラス数は園児の減少により前年度の11クラスから10クラスとなった。昭和54年4月5日、園は、職員会議において、有資格者のC₃の採用を発表した。この結果昭和54年度の教員

数は組合員 7 名、非組合員 5 名となった。

- (16) 昭和54年 4 月21日、組合は父母の参加を得て学習会を開催したが、園長は、4 月23 日の母の会で、園児の母と組合員の面前において「ある組織の学習会が開かれたが参加した人はその本当の狙いは何なのかを慎重に考えて欲しい。」という趣旨の発言をした。また、同年 5 月21日の母の会で、園長は、最後列に並んでいた組合員を指して「ある組織について心するように。そのかた達は後に座っていらっしゃるかたがたですが園とは全く関係がありません。」という趣旨の発言をした。
- (17) 昭和54年12月21日、事務長は、午前 8 時に開いた職員会議において、同月25日午前 9 時からに予定されていた年末一時金の支給時間を「都合が悪いから」との理由で、午前10 時から10時30分までの間に変更する旨を申し渡した。12月25日は当委員会において午前10 時から本件の第14回審問があり、園長が証人として尋問されることが予定されていた。組合はこの支給時間の変更は労使慣行に反し、かつ、組合員が審問期日に出向くのに都合が悪いので、慣行どおり午前 9 時から支給するよう文書をもって園に抗議したが、園はこれを無視した。本件審問には、園側は毎回園長及び事務長らが出席し、組合側は A₁ が毎回出席するほか、組合員が交代で傍聴に来ていた。
- (18) 園長は職員会議の席で「組合は幼稚園で起きた問題をいろんなところに提訴しているけれども結局園の考えどおりになっているではないか。」という趣旨の発言をしたこともある。
- (19) 教員間では、クラス担任からはずされ、保育の業務から遠ざけられることは、保育者としての満足感が得られず、保育者としての資質の低下につながり、有資格の経験豊富な教諭にとっては堪えがたい侮辱であり、著しい精神的苦痛であると受け取られていた。
- (20) 昭和55年度のクラス担任状況は下表のとおりである。

	組 名	担 任 名	組合加入	教 諭 資 格	園児数
年 長 組	こいぬ	A ₈	組 合 員	有	38
	こりす	A ₅	組 合 員	有	42
	こじか	C ₄			43
	こやぎ	C ₃		有	43
年 少 組	もみじ	C ₁			36
	すみれ	C ₅			38
	さくら	A ₉	組 合 員		32
	あやめ	C ₆			33
		A ₂	組 合 員	有	
		A ₃	組 合 員	有	
		A ₁	組 合 員	有	
		A ₄	組 合 員	通信教育受講中	

4 A₆について

(1) 通園バスの添乗

- ア 園は開設以来園児の通園のため運行していたバスを昭和48年度から 2 台に増車した。園児の安全輸送のため、1 台のころは家庭の主婦を添乗させたこともあったが、昭和48 年度から昭和50年度までは無資格者または短期大学の夜間部等に通学している女子学

生を助手に採用して交代にバスに添乗させた。この間、毎年度の入園日（4月5日、6日ごろ）から2週間くらいは新入園児がバスに慣れる期間として教員が資格の有無を問わず交代で添乗した。バスの運行コースはAバスが5コース、Bバスが4コースあり、各コースの一回りの所要時間は平均約17、8分、各コースごとに年長児、年少児を混乗させて輸送した。混乗の方法は登園の際は、各停留所ごとにつぎつぎと園児を乗せ、終点の園に到着してから全員を降ろし、降園の際は各コースごとに園児を乗せて園を出発し、各停留所ごとにつぎつぎと園児を降ろし空車で園に到着した。

イ A₆は昭和47年3月、幼稚園教諭の2級免許を取得し、同年4月から教諭として園に採用された。それ以来昭和50年度まで毎年度クラスを担当した。

ウ 昭和50年8月ごろ、園主は、翌年4月の出産を控え子供の保育を思案していたA₆に対し、「園内にプレハブで託児所をつくり、保母を雇ってやるからそこで保育するように。」と言ったのでA₆はそのつもりでいたが昭和51年9月5日産前産後休暇（以下産休という。）が明けて出勤したところその約束は果されなかった。

エ 昭和51年1月25日、A₆は組合結成と同時に組合に加入し執行委員になった。

オ 同年4月、A₆は長男を出産し、9月5日から産休明けにより勤務に復したが、フリー教諭として年少のすみれ組に入って、同組のクラス担任に協力し、他のクラスの担任が休んだときはそのクラス担任に代ってそのクラスの保育に当たっていた。

カ 同年10月24日夕方、園長と事務長がA₆宅を訪問し、今までバス添乗をしてきた助手のC₇が急に退職した事情等を説明し、翌日からC₇の後任が見つかるまでバスの添乗を命じた。これについてA₆は当面止むを得ないとして後任が見つかるまでの条件で添乗を承諾した。しかし園は後任が見つからないとの理由で昭和52年3月まで添乗を続行させた。

キ 昭和52年4月5日、人事発表で園長はA₆に昭和52年度はバス添乗のみを命じた。A₆が理由を聞くと園長は昭和51年度欠勤、遅刻等が多かったこと、子供が小さいため今後も欠勤が予想されるので担任にできないと言った。組合は6月初め、A₆のバス添乗の中止について団体交渉を持ったが園はきき入れなかった。

ク 昭和53年3月末、園長と事務長が教員に1人ずつ面接し、家庭の事情等の調査を行った際、A₆は園長に対し、来年度はぜひクラスを担当したい旨申し入れたが、園長は「欠勤が多い。」「あなた方が地労委へ提訴している限りクラス担任は任せられない。」と言って同年4月初め、昭和53年度も引き続きバス添乗を命じた。

ケ 昭和54年3月、A₆は園を退職した。

(2) 年次有給休暇の拒否

ア A₆は長男を出産後、両親に初めて合わせるため夫とともに、5月の休日（3日、5日、8日）を利用して年次有給休暇（以下年休という。）（2日、4日、6日、7日、9日、10日）をとり郷里沖縄に帰省するつもりで、同年4月13日、「家庭の都合で郷里に帰る」との理由を記載した年休願を園に提出した。

イ 昭和50年度までは年休の請求は文書または口頭で請求すれば園はこれを認めていた。

ウ A₆の請求に対して園長は、「園児が入園してまだ日も浅いこんな大事なときによく休んで行けますね、教諭としての資格や人格が疑わしい。」「どうしても休みたかったら職業を変えてみるべきですね。」と言ってA₆の請求を拒否し、帰省は夏休み等を利

用して行くよう命じた。その際、組合は、A₆の休暇期間中は組合員が交代で添乗するから年休の請求を受け入れるよう申し入れたが園長はこの申し入れも拒否した。A₆は5月2日から5月8日まで帰省し、翌9日から出勤した。

エ 組合は、昭和52年5月30日ころと同年6月中との2回、年休の取扱いについて園と団体交渉を行ったが、園長は、「年休の請求を園から拒否された場合、その請求を撤回しない者は処罰する。」という趣旨の発言をした。

オ 園は同年7月、A₆の上記4日間の休みに対し、無断欠勤として、夏期一時金の支給額から査定控除した。

カ 組合は、同年9月6日、園がA₆の年休の請求を拒否し、かつ、夏期一時金から欠勤分として控除したことにつき、団体交渉を申し入れたが園は拒否した。

5 A₇について

(1) A₇は、昭和45年4月から助手として園に採用され、昼間は、バスの添乗、クラス担任の補助の仕事をしてながら短期大学保育科に夜間通学して、昭和47年3月幼稚園教諭の2級免許を取得し、同年4月からは教諭としてクラスを担当し、その後51年度まで毎年度クラスを担当した。なお、A₇は、昭和46年8月から昭和47年3月までは、年度の中途に退職したクラス担任の後任として無資格でクラスを担当したことがあった。

(2) A₇は、昭和50年1月7日、産休明けで勤務に復帰してクラス担任した直後は1カ月に2、3日の割合で休んだが、そのときは園主や副園長が代ってA₇のクラスに入って保育をした。

(3) 昭和51年1月25日、A₇は組合結成に参加し、その後執行委員となった。

(4) 昭和51年10月、A₇は、事務長に子供の入園を申し出たところ、事務長は、「職員のお子さんを預っても何のメリットもないし、恩を仇で返すかたがいますのでやめます。」と言った。園には昭和50年度まで教員の子供の優先入園と保育料を免除する労使慣行があった。

(5) 昭和52年3月25日、園長と事務長は、昭和52年度のクラス担任に関し、A₇と面接し、A₇に対し家庭状況の変化などを聞くとともに、欠勤が多いと言った。そして同年4月5日、職員会議の人事発表の後で、園長はA₇に対しバス添乗を命じた。A₇はクラス担任を強く希望したため当日の職員会議は午前9時から午後3時30分まで続き、その中で園長は、「欠勤数が多い。子供が小さいからこれからも休むだろう。あなたにはクラスは任せられない。子育てに専念しなさい。」と言った。この時非組合員であり、かつ、無資格でクラス担任をしているC₅がバス添乗を申し出たが園長は、「あなたには何日かけて話し合ってもバスには乗せません。クラス担任をしていただきます。」と言って受け入れなかった。

(6) 昭和53年3月25日の面接で、園長はA₇に家族の健康状態や家庭の状況等を聞いた。A₇は、子供が成長してきたので今後は休まなくても済むから来年度はぜひクラス担任をしたい旨申し入れたが園長はとりあげず、4月6日の人事発表で昭和53年度もバス添乗を命じた。

(7) A₇は昭和53年8月、バス添乗の職務を解かれ産休中のA₅に代り、一時こうし組を担当させられたが、同年10月ごろA₅が産休明けで出勤した後はこうし組の担任を解かれるとともにクラス入りを禁じられ、副担任という立場におかれた。それはA₅が休暇等

で休んだ場合のみこうし組に入り保育をすることができるだけであり、それ以外のときは保育の業務に従事できないものであった。

(8) A₇は昭和54年3月退職した。

6 A₃について

(1) A₃（旧姓A₃）A₃（以下A₃という。）は昭和50年4月から千葉市内の千葉女子専門学校に入学し、同校の紹介で同年同月から園に助手として採用され、昼間はバス添乗の仕事をしてながら夜間通学したが、そのころ園主から「勉強になるからクラスに入りなさい。」と言われてクラスに入り担任の補助をしていた。

(2) 昭和51年1月25日、A₃は組合結成と同時に組合に加入した。

(3) A₃は昭和52年3月、幼稚園教諭の2級免許を取得し、同年4月から教諭として年少組のつくし組を担当した。

(4) 事務長は、昭和53年3月ころに、A₃が絵画製作を指導してつくし組の園児に描かせ当然本人に返すべき絵画が園庭の隅の焼却炉の中に燃え残りとなっているのを発見し、A₃を追及して叱ったところA₃は素直に自分の非を認めて陳謝した。

(5) 昭和53年3月17日、卒園式が終わった後A₃は園長から個人面接の際家庭の事情を聞かれ、4月に結婚し8月に出産すると答えたが翌18日朝園長から、「結婚もしないのに子供ができてふしだらだ。」と言われて、「私はもう大人だから何をしてもかまわない。」と言ったところ、その後園長は「辞表を書いて出なさい。」と言った。

(6) 園長は昭和53年3月25日午前11時の当委員会の調査期日に出頭しての帰途市川市のA₃の姉方に立寄り、姉にA₃が退職するよう説得することを依頼したが、その後A₃との話し合いで退職しないこととなった。

(7) 昭和53年4月初め、園は職員会議で昭和53年度の人事を発表し、A₃に前年度のつくし組の園児の持ち上りによる年長組こやぎ組の担任を命じた。同時に園は8月出産予定のA₃の産休中はA₆にこやぎ組を担当させると発表した。

(8) A₃が同年8月28日出産し、産休明けの同年10月11日出勤すると事務長はいきなりバス添乗を命じるとともに、クラスに入ることを禁止した。しかし、A₃はクラスに入るのを止めなかった。

(9) 同年10月16日、午後2時ごろ、園長と事務長がA₃を職員室に呼んでA₃母子の健康状態、子供の養育状況について質問した。これに対し、A₃は母子ともに健康であり、子供は12月までの昼間は近所に住む姉のもとに預けて養育してもらい、明年1月以降の昼間は保育所に預ける。姉の勤務先、勤務時間はプライバシーに関する事項であるので答えられない。どこの保育所に預けるかはまだ決めていないと答えた。園は同日午後3時30分から開いた職員会議でA₃が産休明けで出勤したこと、こやぎ組は翌年3月までA₆の一人担任とすること、一人担任制は継続すると発表した。これに対し、A₁委員長から園がA₃の産休期間中だけA₆にこやぎ組を担当させると発表した前約に反するとして抗議したが園は抗議を無視した。また、A₃がぜひ保育をやりたいと申し出たところ園長は「偉い母親は休職して育児に専念するというのにあなたは頭が悪いですね。」と言ったが、A₃はその後も引き続き10月31日までこやぎ組のクラスに入った。

(10) 同年10月28日、園長はA₃の担任をはずすことについて父母あてに「A₃先生もA₆先生も労働組合員であるということが問題解決を長引かせているように思います。」とい

う内容の文書を配布した。

- (11) 同年11月6日、園は職員会議において、A₃のこやぎ組担任をはずし、こやぎ組の副担任にすると命じた。これはA₆が休暇等で休んだ場合のみこやぎ組に入り保育する業務であった。
- (12) A₃は副担任としてこやぎ組に入るとき以外は事務室の一角で園児用の窮屈な椅子をあてがわれ、事務長の監視の中でせいぜい本を読むくらいの仕事しかさせられなかった。そして、この状態は園児を迎えにきた父母に窓のガラス越しに見られることもあった。
- (13) 事務長は、昭和54年2月21日の職員会議において、A₃が以前の職員会議の際、午後4時を過ぎると会議中にもかかわらず無断で帰ったことがあったので、全員に対し、会議中は午後4時を過ぎても途中で無断で帰らないよう注意したがA₃はその後同年2月28日の午後2時からの職員会議及び同年3月5日午後3時30分からの職員会議において、午後4時を過ぎると無断で帰宅した。事務長は同年3月23日このことについてA₃に注意したところ、A₃は「4時過ぎたから帰っていいと思った。子供の養育のことがあるから長くはられない。」と答えた。
- (14) 昭和54年4月初め、園は職員会議の人事発表でA₃のクラス担任をはずし年少組すみれ組担任のA₅の副担任を命じた。
- (15) A₃はA₅の副担任となったがこれはA₅が休暇等で休まない限りクラスには入れず、前年度と同様保育に関する仕事も与えられず平常は職員室で本を読むくらいであった。
- (16) A₃は、昭和55年4月4日の昭和55年度の人事発表でもクラス担任にはされず、前年度と同じような状態におかれていた。

7 A₂について

- (1) ア A₂は昭和49年4月、園に1級免許を所持する教諭として採用されたとき老園長から「絵と音楽に力を入れているからよろしく。」と言われ、昭和49年度から昭和53年度まで毎年度クラスを担当した。

イ 園は文部省が定める幼稚園教育要領（以下教育要領という。）に則り、健康、社会、自然、言語、音楽リズム及び絵画製作の6領域（以下6領域という。）にわたって園児の保育をしているが、絵画製作の領域では、老園長がいたころから、課題画は保育室に展示して父母の参観に供し、出来栄のよいものは「のぞましい絵」として賞を与えたうえ、玄関に展示するなどした。自由画は園児に自由画帳を与え、特にテーマを示さず自由に描かせた。また、園は音楽リズムの領域では昭51年度からメロディオン（鍵盤ハーモニカ）を新たに教材として採用した。

- (2) メロディオン指導について

ア 園長は昭和52年度になってからA₁ら組合加入の年少組担任の教員に対しては「年少組はメロディオンを片手でひいてもよい。両手でひける者は両手でもよい。」と言ったことがあった。

イ 昭和53年3月、園は初めて年少組のメロディオン発表会を開いたが、A₁ら組合加入の教員は初めての演奏会であるので片手でひいてもよいと了解していた。当日組合員の担任するクラスは片手でひき、非組合員の担任するクラスは両手でひいたところ、園長は父母の前で「両手でひいた組は教え方が非常に進んでいる。」「片手でひいた組は教え方が非常に遅れている。」と発言した。

ウ 同年5月下旬、園は職員会議において、7月の七夕おゆうぎ会でメロディオン発表会を開くことを決定し年長組は両手で2曲ひくように指示し、同年7月8日、9日の2日間にわたり、七夕おゆうぎ会を開いた。その際、A₂担任の年長組こじか組はメロディオン演奏で園児35人中約10人が両手でひき、残りが片手でひいた。ほかの年長組は両手でひいた園児が片手でひいた園児より多かった。1週間後の反省会で園長は「こじか組は両手でという課題があったが不徹底である。ここでがんばりますと言って貰わないと困る。それができなければ手を打たなければならない。」と発言した。その際、園長はこうし組（A₅担任）、こりす組（A₈）（組合員担任）、こやぎ組（A₃担任）をも批判した。

エ 昭和54年2月26日、年長組のメロディオン発表会においてA₂担任のこじか組は課題曲3曲をひいたが両手でひいた園児は少なく最後の曲になると両手でひいた園児は3、4人であった。2月28日、反省会で事務長は発表会のビデオを見ながら「両手でひいて欲しいと言ったことができていない。こじか組は絵もメロディオンもレベルに達していない。今後どう手当をするか。担任はどう認識しているか。」と聞いた。これに対し、A₂は「自分なりに指導してきました。」と答えた。

オ A₂はメロディオンの吹口を口でくわえ両手を使ってのひき方は園児が苦しいと訴えたことや、発表会で演奏している園児の肩が揺れているのを見て呼吸をするのに無理があるのではないかと、昭和53年7月ごろから両手演奏法に疑問をいだき始め、それ以来各園児の発達段階を考慮して演奏指導をしてきた。A₂は昭和54年9月ころ近隣の小学校16校に対し、メロディオン演奏についてアンケート調査をしたが、その結果は両手でひいている学校は1校もなかったので両手でひくことは不相当と判断した。しかし、このことを園に提言はしなかった。また、A₂は鍵盤学習研究会編著の「けんばんハーモニカのれんしゅう2」の指導書を取り寄せてみたところ同書には、片手演奏法が正しいと指導されていた。一方、事務長は昭和55年5月ころ、メロディオン株式会社東京営業所長にメロディオンを両手でひくことの正否について問合わせたところ「宿題にさせてください。」との回答を受けた。

(3) 絵画指導について

ア 昭和54年1月29日、園長はA₂が担任のこじか組の冬休みの課題画を展示しなかったことをとがめて、こじか組の父母の面前で「こじか組の絵は他のクラスに比べてレベルが劣っている。担任を変えることも考えている。」と発言した。

イ 園長は、同年2月1日、午後3時50分ころ、低劣な絵としての資料とするとして「こじか組の絵を差し押さえる。」と言い、翌日こじか組の絵を保育室から持出した。同月5日、職員会議においてこじか組の課題画と自由画帳を教員間に回覧し、「この絵の指導についてはとり返しがつくかどうか解らないが、このまま手当をしなければ傷口が広がっていく。今後絵のときだけ他の先生に指導をさせる。」と発言した。従来自由画帳の使い方について正式に取りあげたことはなく、担任の意思に任せ、園児に自由に描かせており、職員会議で教員に配り批判させたことはなかった。

ウ 同年2月19日、園長はA₂の保育日誌をみて職員会議で「2週間もお絵かきを入れていない。」「絵の指導に熱意がない。」「こじか組の絵は類型的で園児の可能性を下回っている。これは大問題になる。」と発言した。

(4) 担任はずしについて

ア 事務長は昭和54年2月22日午前11時ころ、A₂が父母あての手紙を書いている時、こじか組の保育室に入って行った。そして、A₂が書いていた紙片を丸めて手中に隠したのを見て、事務長は園児の面前で、抵抗するA₂の指をこじあけてメモを取りあげた。翌23日事務長は、A₂を呼んで「昨日の事は保育とどう関係があるのか、反論がなければ保育を欠いていたと認めクラスは担任させられない。」「私は子供達が放任されていたので30分近くも様子を見ていた。」と発言した。事務長は前記メモをとりあげる際A₂に全治まで1週間程度を要する右第4指擦過傷を負わせた。

イ 園長は、同年3月5日、A₂に対し、「メロディオン演奏に進歩が見られない。A₂に問題があり、これではクラスは担任させられない。こじか組に他の指導者を入れる。」と申し渡したところ、A₂がこれに反対したのでA₂自身も保育の現場に立合わせる条件で第三者のクラス入りを承諾させた。そして、同月7日「こじか組の絵画指導が劣っているので補習を行う。」と決定し、同日、下表のと通りの指導計画をたて、3月中に非組合員無資格者をこじか組にクラス入りさせて、メロディオン及び絵画製作についての代替保育を行った。

領域	指導日	代替指導者
絵画製作	7日、8日、9日 12日、13日	C ₁
メロディオン	8日、9日、12日 13日	副園長及びC ₂ (交替制)

ウ 更に園長は、こじか組のメロディオン、絵画製作指導は補習の必要ありとして、卒業後の3月20日にも代替指導を行った。

エ 昭和54年4月5日、園長はA₂との面接で「こじか組はメロディオンや絵のレベルが低い。園の方針に従っていないから園には不要な人だ。だから今年は担任をはずれて貰う。」と言った。同時に園長はA₂を限定的フリー（クラスに入ることを全面的に禁止）にすると命令した。

オ A₂の一日の仕事は朝体操の音楽テープを流すこと、バスに乗る園児を並ばせること、掃除をすることぐらいで、子供と遊べる時間は1日30分ぐらい運動場でしかなく、それも雨の日はなく、あとは職員室で園児用の小さな椅子に座って本を読んだり、折り紙を切ったりしているだけであった。この光景は外から父母に見られることもあった。

カ 園長は、昭和54年8月23日、職員会議で「3年前A₂先生がやめると言った事実が明らかになった。言動に責任を持って欲しい。悪質なうそをついている人がいるし、応援している人がいる。今までもそれなりに処理してきたが、今後も処理していく。」「8月20日の審問の際証言しているC₅先生に対して傍聴席でワイワイ、ガヤガヤという声が聞えた。あの場での発言に対する責任をとり始末書をすみやかに出して欲しい。」と言った。

キ 園長は、同年11月12日、職員会議で突然「事実無根のことを発言し行動している。時期がきたら厳重に処分する。」と発言した。

ク 事務長は同年12月7日、A₂が「仕事をください。」と言ったのに対し「園内の動植

物の世話という仕事があります。バスに乗るといふ大きな仕事もあるけどおやりにならない。認識を改めて無駄な議論はしないようにしなさい。」と発言した。

ケ A₂は昭和55年4月4日の昭和55年度の人事発表でもクラス担任にはされず昭和54年度と同様の仕事を命じられた。

8 A₁、A₄の欠勤について

(1) A₁について

ア A₁は、昭和41年に幼稚園教諭1級の免許を取得し、一時他の幼稚園に勤務した後、昭和49年4月から園に教諭として採用された。A₁には採用時長男(6歳児)、2男(5歳児)及び3男(2年11か月児)の三子があったが、昭和48年度末に教員7、8名が園を退職したことから老園長の懇請により園に勤務することとなったものであり、そのときのA₁の労働条件は、出勤時刻午前9時30分、退勤時刻午後3時30分、3男同伴での勤務を認めるとするものであった。更に、採用後は欠勤、遅刻、早退については当時行われていた労使慣行の適用を受けた。

イ A₁は昭和49年度から昭和54年度まで毎年度クラスを担当し、昭和50年7月の夏期一時金は、絵画製作の指導に熱心であるとの理由から支給額が同期採用の教諭A₂より6,000円多かった。

ウ 園は、昭和53年2月22日、23日ころ本件2・21申立書の写と審査開始通知書の送達を受けると、園長は同月27日と3月6日の各職員会議の席上で組合の代表者であるA₁委員長に対し、本件2・21申立書を読みあげるよう命じた。

エ 事務長は、昭和53年10月17日、午後3時45分ころA₁が保育の仕事を終って、こじか組の部屋でA₂とともに私学助成協力要請申入書を書いている時、部屋に入ってきて「何をしている。」と言って同申入書用紙をとりあげ、2、3枚破りとして、「勤務中の組合活動は禁止されている。謝罪文を出せば返してやる。」と言った。当時、園児は降園した後で他の教員は雑談などを行っている時間であった。

オ 昭和54年11月26日、園長はこうし組担任のA₁に対し「こうし組の絵は内容が希薄で乏しい。絵の描き方が機械的で指導らしい指導をしていない。」「2・21申立を起こした者はどうなるか考えて頂きたい。」などと言った。

カ 同年12月10日、園長は職員会議で「こうし組の絵の指導は担任を変えなければならない。臭いものにはふたをしなければならない。絵画に対しても、もとを断たなくては。」などと言ってA₁に意見を求めたのに対し、A₁が「この様な状況のなかでは発言しにくい。」というようなことを言うと、園長は「同僚が見ているから発言しにくいというのなら精神科へ行って貰う必要がある。そういうのを被害妄想というのですよ。」と言い、絵画の時間はC₁をクラス入りさせて指導させることを申し渡した。

キ 同年12月17日午後3時45分ころ、こうし組の部屋で母の会に集った父母に対し、園長は「先生方には研修手当を出しているのにA₁先生はそれらしいことをしていない。」と発言し、また、事務長が「こんなことをやっていると保育に手を抜いている。こんなことは許せない。」と暗にA₁の組合活動を非難した。父母の間から「組合の上に立つ人だからといってそんな中傷はこの場で言うべきでない。」との意見も出た。同日、絵画指導等について園長と事務長とA₁は午後7時すぎまで話し合った際、園長は「あなたの身の振り方をこちらに任すと約束してくれ。」と言った。

ク 昭和55年1月28日、園長はA₁に対し「絵画の指導が他のクラスに比べて5か月お
くれている。」と言い、また、A₁がC₁の指導した絵を自分の指導した絵と貼りかえ
たこと及びその他事務長が批判した絵の指導について「事務長の言葉の真意がつかめ
ないようでは社会人としても保育者としても失格だ。」と言った。

ケ 同年2月4日、園長は「粘土、お絵かき、積木と羅列の指導をしている。」「自由保
育を実施に移そうとしている。」また「この幼稚園での存在価値があるのか、こうし組
の担任として責任を果せると思えますか。抱負が何もないからあなたには何も期待で
きない。」などと発言した。

コ 同年4月4日、園は人事発表の席でクラスが8クラスに減ったことと、A₁が前年
度に欠勤が多かったとして昭和55年度のクラス担任からはずしたことを発表した。

(2) A₄について

ア A₄（以下A₄という。）は昭和50年6月1日園に助手として採用され、昭和50年度
は、バス添乗の仕事に従事し、昭和51年度から54年度までは毎年度クラスを担任した。

この間A₄は幼稚園教諭の免許を取得すべく通信教育を受講していた。さらにA₄は、
採用以来欠勤、遅刻、早退については当時行われていた労使慣行の適用を受けていた。

イ A₄は、昭和51年1月25日組合結成と同時に組合に加入し、執行委員となった。

ウ 園は昭和55年4月4日の人事発表でA₄が昭和54年度欠勤が多かったとして昭和55
年度のクラス担任をはずした。

(3) 欠勤について

ア 園がA₂事件についてA₂と和解後、A₂らの労働組合結成の動きを警戒して採用し
た遅刻、早退の欠勤換算方法（2時間未満の遅刻、早退は4分の1欠勤、2時間以上
4時間未満の遅刻、早退は4分の2欠勤、4時間以上6時間未満の遅刻、早退は4分
の3欠勤）による昭和54年度のA₁、A₄の欠勤は、A₁が19回（うち約半数は申立人
代表として本件に係る当委員会に対する出向及び弁護士との打合せに係る回数）、A₄
は11回（うち約半数は申立人の組合の執行委員として本件に係る当委員会に対する出
向回数）であり、また、両名の1回当りの時間数はその大半が2時間未満であった。

イ 昭和54年度における年休の消化残日数はA₁が9日、A₄が8日であった。

第2 判断及び法律上の根拠

1 一人担任制の採用とフリー教諭について

申立人の主張

園は組合結成後の初年度である昭和51年度から突如として一方的に一人担任制を採用し
たと宣言して、これを実施、固執して組合員A₆、同A₇、同A₃、同A₂、同A₁及び幼稚
園教諭の免許を取得すべく短期大学保育科の通信教育を受けている組合員A₄をそれぞれ
後記（2乃至6）の理由によりつぎつぎにクラス担任からはずして、かつ、フリー教諭の
仕事もさせない。このことは園が申立人の組合員であることを嫌悪したものであって不当
労働行為である。

被申立人の主張

昭和50年度まで被申立人が採用したクラス担任と助手兼フリー教諭との複数制は、園児
に落ちつきがなくなること、担任の意見と助手兼フリー教諭との意見が相違し勝ちである
等の弊害があったため、昭和51年度から一人担任制採用に踏み切ったものであり、また、

A₆ら6名をクラス担任からはずしたのはいずれも後記（2乃至6）の理由によるものであるから不当労働行為ではない。

判 断

- (1) 園は組合結成後の昭和51年2月23日の組合との話し合いで、1クラスの定員数を平均42名乃至45名とすること等を合意したが、その際、組合は合意書に調印して園に渡し、園にも合意書の調印を執拗に要求したが園はこれを拒否した（第1の3(1)）ことからみると、園は当時組合を一応警戒しているとともに、組合が執拗であることをも感じたと推測できること。
- (2) 教職員中には組合未加入の無資格者3名がおり、昭和50年度の助手兼フリー教諭2名はそろって組合に加入したこと（第1の2(2)ア、2(4)）からすれば、この2名の助手に引き続き昭和51年度もフリー教諭を兼務させるとこの2名が未加入者3名のクラスに出入りし、園側の監視の届かぬところで執拗に組合加入を働きかける可能性があるとして園が考えたこと一応推測できること。
- (3) 園は組合結成前は助手兼フリー教諭をクラス担任の保育中にクラスに出入りさせていたこと（第1の2(2)ア）。
- (4) 組合結成前の年度におけるクラス担任及びフリー教諭への配置人事については、3月の個人面接を経て毎年度初めの4月の職員会議の席で人事発表したこと（第1の2(1)ウ）。
- (5) 園が一人担任制の採用を宣言して、組合員である助手兼フリー教諭の助手をフリー教諭からはずした昭和51年4月5日の時点は組合結成（昭和51年1月25日）後の最初の年度であること。
- (6) 園はフリー教諭の補充増員に関する組合の4・30要求を拒否し続けたこと（第1の3(5)）。
- (7) 組合の昭和51年7月16日付けのあっせん申請に対し、園は当委員会の担当職員の事情聴取に際し、フリー教諭の補充増員については、現在園長の義妹2人で代替を行っているとしてあっせんを拒否している（第1の3(8)）が、この義妹2名は副園長とC₂と推測され、いずれも非組合員であること。
- (8) 園はA₇については昭和53年度から名目だけの副担任を命じ、A₅の産休中にA₅の代りに一時こうし組を担当させた以外は一切クラス入りを禁じたこと（第1の5(7)）、A₃については昭和53年11月16日こやぎ組担任をはずしてこやぎ組の副担任とし、昭和54年度もクラス担任をはずして、A₅担任のすみれ組の副担任を命じたが、A₅が休まない限りすみれ組に入ることを禁ずるとともに他のクラスの担任が休んだときに代ってクラス入りすることを禁じ、昭和55年度も同様であること（第1の6(11)(14)(15)(16)）、A₂については昭和54年度からクラス担任をはずし、限定的フリー教諭の名目を与えてクラス入りは一切禁じ、毎日の仕事としては、朝体操の音楽テープを流すこと、バスに乗る園児を並ばせること、掃除をすることぐらいで、子供と遊べる時間は1日30分くらい運動場でしかなく、それも雨の日はなく、あとは職員室で園児用の小さな椅子に座って本を読んだり、折り紙を切ったりさせたりした。昭和55年度もクラス担任をはずし、限定的フリー教諭の名目を与えてクラス入りは一切禁じ、毎日の仕事としては昭和54年度と同じであること（第1の7(4)エ、オ、ケ）などの事実から推測すれば、園は組合結成前のフリー教諭制とは異った名目だけの副担任または限定的フリー教諭のポストを口実と

して、組合員に対してはフリー教諭に任命しないとの態度がうかがえること。

- (9) 園は、昭和54年3月、A₂担任のこじか組に対し、絵画製作の領域の指導を非組合員C₁に、メロディオン指導を副園長及び非組合員C₂にそれぞれ代替保育をさせたこと(第1の7(4)イ)。
- (10) 園は昭和55年度においてA₁及びA₄についてクラス担任をはずしたこと(第1の8(1)コ、(2)ウ)。
- (11) 昭和55年度のクラス担任状況(第1の3(20))によれば、クラス数8に対しクラス担任となった者は、組合員7名中3名、担任比率7分の3、これに対し非組合員は5名全員がクラス担任となり、担任比率10分の10であって比率上大差があり不平等人事であること。
- (12) 園は組合結成以来、組合の要求を拒否し、組合に対しては厳しい労務対策を遂行していると解されること(第1の3(4)(8)(10)(11)(12)(13)(16)(17)(18))。

以上を総合すれば被申立人は申立人組合及び組合員特に執行委員を嫌悪し、後記2乃至6に判断のとおり執行委員A₆ほか5名を次々にクラス担任からはずし、かつ、非組合員にフリー教諭の仕事を行わせ、組合員にはフリー教諭のポストも与えない意図のもとに昭和51年度に組合員である助手兼フリー教諭2名からフリー教諭の仕事をはずしたものと解するのが相当であるので、被申立人の主張は採用することができない。

2 A₆の担任はずしについて

申立人の主張

園はA₆に対して昭和52年度から本人の意思に反し一方的にクラス担任をはずし、バス用員として配置換えしたり、年休の請求に対して正当な理由もなく拒否した。これは申立人の組合員に対する不利益取扱いである。

被申立人の主張

A₆のバス添乗については本人も納得して添乗して貰ったのであり、その後育児による欠勤、遅刻が多いためクラス担任は無理と判断したからである。また、年休を拒否したのはこの時期は園児が入園後日が浅く保育に重要なときであり、また、バスの添乗は保育の延長であるので、この時期にA₆に休まれることは保育上重大な悪影響を及ぼすので、年休の請求を延期させた。

判 断

(1) バスの添乗について

ア 組合結成前の昭和48年度から昭和50年度までは有資格者が、専任としてバスに添乗した前例はないこと(第1の4(1)ア)。

イ 組合結成前の昭和50年8月ころ、A₆が翌年4月の出産を控え子供の保育を思案していた時、園主が「プレハブで託児所を建てて保母を雇ってやる。」と言って約束しながら組合加入後である昭和51年9月にA₆が産休明けで出勤した時点で園はその約束を反故にしたこと(第1の4(1)ウ)。

ウ 園は昭和51年10月24日夕方、A₆に、急に退職した助手のC₇の後任が見つかるまでの条件でバス添乗を命じておきながら、その後昭和52年3月まで、真剣に後任を探した気配はみられないこと(第1の4(1)カ)。

エ 昭和52年4月5日園長は、A₆を昭和52年度はバス添乗のみを命じたときA₆の質問

に対し、51年度欠勤、遅刻等が多かったことを理由として答え、かつ、組合が6月初めバス添乗を中止するよう申し入れたにもかかわらず聞き入れずに、欠勤、遅刻に対して厳しい態度をとったこと（第1の4(1)キ）は組合結成前の欠勤、遅刻に対する寛大な労使慣行と相いれないこと。

オ A₆が昭和53年3月末の面接の際クラス担任にするよう申し入れたのに対し園長が「あなたがたが地労委へ提訴している限りクラス担任は任せられない。」と言ったこと（第1の4(1)ク）。

カ A₆は昭和54年3月園を退職していること（第1の4(1)ケ）。

キ A₆は組合結成と同時に組合員となり執行委員となったこと（第1の4(1)エ）。

以上の事情に組合結成以来の園の組合に対する態度（第1の3(1)乃至(14)）を総合すれば、園がA₆をクラス担任からはずしバス添乗に配置替えしたことはA₆が申立人組合の執行委員であることを嫌悪してなした不利益取扱いであって、被申立人の主張は採用しがたく被申立人の行為は労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

(2) 年次有給休暇の拒否について

ア 組合結成前の昭和48年度から昭和50年度までは、教員が教諭の資格の有無を問わず交代でバス添乗したこともあったが、その期間は、園児の入園日（4月5日、6日ころ）から2週間位であって、それ以外の期間は無資格者又は助手が交代で添乗したこと（第1の4(1)ア）。

イ A₆が請求した年休の時期は5月2日から5月10日までの間であって、この時期は入園日から2週間以上大分過ぎた時期であり、請求した日数は実質上は連続6日であるが、A₆の郷里が沖縄であって、長男出産後初めての帰省であること（第1の4(2)ア）からすれば、必ずしも多すぎる日数ではないと解されること。

ウ 昭和50年度までは、年休の請求は文書または口頭で請求すれば園はこれを認めたこと（第1の4(2)イ）。

エ 当時A₆はクラス担任をはずされ、バス添乗を命ぜられていたこと（第1の4(1)キ）。

オ 添乗の主たる目的は園児の安全輸送であること、1コースの添乗時間は平均約17、8分であり、年長組、年少組を混乗させて輸送するかバス1台のころは家庭の主婦を添乗させたこともあったこと（第1の4(1)ア）からすれば敢えて有資格者のA₆を添乗させる必要はないと解されること。

カ A₆の年休の請求を園長が拒否したことを知って、組合がA₆の休暇期間中組合員が交代で添乗するから休暇を承認するよう申し入れたにもかかわらず園長が拒否したこと（第1の4(2)ウ）。

キ しかも、A₆が4日間休んだことに対し園は無断欠勤として夏期一時金から4日分の査定控除したこと（第1の4(2)オ）は組合結成前の労使慣行（第1の2(2)イ）に反すること。

以上の事実と組合結成後における園の組合に対する態度が前記第1の3(1)乃至(8)のとおりであったことを総合すれば園がA₆の年休の請求を拒否したことはA₆が申立人組合の執行委員であることを嫌悪して保育の必要性に籍口した不利益取扱であり被申立人の主張は首肯しがたく、被申立人の行為は労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

3 A₇の担任はずしについて

申立人の主張

園はA₇に対しても一方的にクラス担任をはずしバス添乗員として配置換えした。これはA₇が申立人組合の組合員であることを嫌悪して行った不利益取扱いである。

被申立人の主張

A₇は育児による昭和51年度の欠勤、遅刻が多いためクラス担任は無理と判断したからで、昭和52年度についても家庭の状況を考慮したうえでバス添乗を命じたものである。

判 断

- (1) 園は有資格者の採用困難な特別の事情から（第1の2(1)ウ）、昭和45年4月短期大学保育科に夜間通学するA₇を助手として採用し昼間はバスの添乗、クラス担任の補助をさせながら夜間通学させて昭和47年3月幼稚園教諭の2級免許を取得させた（第1の5(1)）。園にとってA₇は2年の歳月を費し、漸く設置基準に適合する2級免許を取得させた数少ない貴重な教員であった。免許を取得する間、園は労使慣行により欠勤、遅刻、早退に対して寛大に扱った（第1の2(2)イ）。また、昭和46年8月から昭和47年3月までは、年度の中で退職したクラス担任の後任としてクラス担任させたりもした。さらに、昭和47年4月から昭和51年3月まで毎年度クラスを担当させ、この間においても慣行により、欠勤、遅刻、早退に寛大にしてきたこと（第1の2(1)、(2)ア、イ、5(1)）。
- (2) A₇は組合結成前の昭和50年1月7日産休明けで勤務に復帰してクラス担任した直後は1か月に2、3日の割合で休んだが、そのときは園主や副園長が代ってA₇のクラスに入って保育したこと（第1の5(2)）。
- (3) A₇は昭和51年1月25日組合の結成に参加し、その後執行委員となったこと（第1の5(3)）。
- (4) 昭和50年度までは教員の子供を優先入園させ、しかも保育料を免除する労使慣行になっていたため、A₇が昭和51年10月、事務長に子供の入園を申し出たところ、事務長は「職員のお子さんを預かっても何のメリットもない。恩を仇で返すかたがいますのでやめます。」と言っていること（第1の5(4)）。
- (5) 昭和52年4月5日の職員会議で、園長が、昭和51年度に欠勤が多かったことを理由にA₇にバス添乗を命じたのに対し、A₇が強くクラス担任を希望したが、園長は「欠勤が多い、子供が小さい、これからも休むだろう、あなたにクラスは任せられない、子育てに専念しなさい。」と言い、さらに、非組合員で無資格者のC₅がバス添乗を申し出たのに対し、「あなたには何日かけて話しあってもバスには乗せませんクラスを担当していただきます。」と言っていること（第1の5(5)）。
- (6) 昭和53年3月25日の面接で、園長がA₇に家族の健康状態や家庭の状況等を聞いた際、A₇が、子供が成長してきたので今後は休まなくても済むから来年度はぜひクラス担任したい旨申し入れたが、園長はとりあげず、同年4月6日の人事発表で昭和53年度もバスの添乗を命じたこと（第1の5(6)）。
- (7) バスの添乗の実態とその意義については前記認定（第1の4(1)ア）及び判断（第2の2(1)ア）のとおりであること。
- (8) A₇は昭和53年8月、産休中のA₅に代り一時こうし組を担当したが同年10月ころA₅が産休明けで出勤した後はクラス入りを禁じられ、名目だけの副担任となり、昭和54年

3月退職したこと（第1の5(7)、(8)）。

(9) A₇が命ぜられた副担任は、組合結成前のフリー教諭の代替（第1の2(2)ア）より著しく仕事の範囲が狭められ（第1の5(7)）、これは幼稚園教諭にとっては著しい精神的苦痛であり（第1の3(19)）、不利益であると解されること。

(10) 組合結成以来園の労使の対立状況は前記（第1の3(1)乃至(19)）のとおりであって、この状況から推測すれば被申立人が申立人を嫌悪していることは明らかであること。

以上を総合すれば、被申立人がA₇のクラス担任をはずして同人の嫌がるバス添乗を命じたことは、同人が申立人の執行委員であることを嫌悪して行った不利益取扱いであり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

4 A₃の担任はずしについて

申立人の主張

園はA₃に対し産休明けと同時にバス乗務を命じ、一方的にクラス担任をはずし、副担任の名目を与えただけで実際になすべき仕事を与えず終日事務室に座らせている。これは申立人の組合員であることを嫌悪しての不利益取扱いである。

被申立人の主張

A₃は零歳児を養育しているにもかかわらず、育児に係る家庭環境について明確な説明もせず、保育に支障を生ずる可能性が強いうえ、園児に返すべき指導絵画を焼却したり、結婚4か月で出産したり、職員会議の途中で無断帰宅する等A₃の行為に非常識な点があり、保育者としての素質に疑問があるためにクラス担任をはずしたものである。

判 断

(1)ア A₃は昭和53年3月ころにつくし組の園児に返すべき指導絵画を焼却炉で燃やし、燃え残りを事務長に発見されて追求され叱られたが素直に非を認めて陳謝していること（第1の6(4)）。

イ 昭和53年4月に結婚して同年8月に出産した問題は、同年3月ころA₃と園長との話し合いで解決済みであること（第1の6(5)、(6)）。

ウ (ア) A₃は昭和54年2月28日午後2時からの職員会議及び同年3月5日の午後3時30分からの職員会議の途中で午後4時を過ぎてから無断で帰宅し、その後このことを事務長から注意されて「4時を過ぎたから帰っていいと思った。子供の養育があるから長くはられない。」と答えている（第1の6(13)）が、(イ)園は昭和51年2月23日組合との話し合いで勤務時間内に職員会議をもうけることを合意していること（第1の3(1)）、(ウ)組合は昭和51年6月、さきに園が組合に提示した就業規則案中の終業時刻午後4時30分は組合結成前の労使慣行に反するとして反対意見を提出し（第1の3(6)）、その後終業時刻を午後4時以降に変更することについては労使間で合意されたと解すべき疎明はないこと、(エ)組合結成前早退は労使慣行により寛大に取り扱われたこと（第1の2(2)）、(オ) A₃は昭和53年8月28日出産し当時零歳児を養育中であったこと（第1の6(8)）、(カ) A₃は昭和53年11月6日以降クラス担任をはずされ、こやぎ組の副担任に過ぎなかったこと（第1の6(11)）等を総合すれば、A₃が職員会議の途中で午後4時が過ぎたので無断で帰宅したことは必ずしも取り立てて咎めるべきことではないと解するのが相当であること。

以上を総合すればA₃の行為に非常識な点があったとの被申立人の主張は理由がない

こと。

(2)ア A₃は昭和53年10月16日午後2時ころ園長と事務長からA₃母子の健康状態、子供の発育状況について質問された際、母子とも健康であり、子供は12月までは昼間近所に住む姉に預け、翌年1月以降の昼間は保育所に預ける予定だと答えていること（第1の6(9)）。

イ A₃は上記答えの中で姉の勤め先及び勤務時間については、「プライバシーに関することで答えられない。来年から預ける予定である保育所はまだ決めていない。」と答えているが（第1の6(9)）、A₃の答えはいずれもA₃個人のプライバシーの事柄に関することであり、かつ、園長はそれより以前の昭和53年3月25日午前11時の当委員会の調査期日に出頭しての帰途市川市のA₃の姉方を訪れ、同人に面会したこともあり（第1の6(6)）、A₃に姉がいることを現実に確認していることでもあるので、園としてはこれ以上立入ってとやかく言うべき筋合ではないと解するのが相当であること。

ウ 園は有資格者の採用困難な特別の事情から、A₃が昭和50年4月千葉女子専門学校保育科の夜間部に入学した直後からA₃を助手として採用し、昼間はバス添乗の仕事に従事させ、園主はA₃に「勉強になるからクラス入りしなさい。」と言ってクラス担任を補助して保育の実習をさせ、夜間は学校に通わせて昭和52年3月幼稚園教諭の2級免許をとらせ、昭和52年4月から、同年度の年少組つくし組を担当させたこと（第1の2(1)イ、ウ、6(1)、(3)）。

以上を総合すればA₃は保育者としての素質に疑問があるとの被申立人の主張は採用できないこと。

(3)ア 園は昭和53年4月初めの職員会議における人事発表でA₃に53年度はつくし組を持ち上って年長組こやぎ組の担任を命じた際、A₃の産休中はA₆にこやぎ組を担当させると発表した（第1の6(7)）が、A₃が同年10月11日産休明けで出勤した直後の10月16日の職員会議で、A₆に引続き昭和54年3月までこやぎ組を担当させ一人担任制を維持すると発表したため、A₁委員長が前約に反するとして抗議し、A₃が是非保育をやりたいと申し出たのに対し園長は「偉い母親は休職して育児に専念するというのにあなたは頭が悪いですね。」と皮肉を言っていること（第1の6(9)）。

イ 園は昭和53年11月6日、職員会議においてA₃のこやぎ組の担任をはずし、こやぎ組の副担任としたが（第1の6(11)）、その後のA₃はクラス入りを禁じられ、事務所の一角で園児用の窮屈な椅子をあてがわれて、事務長ら監視の中で、せいぜい本を読むくらいの仕事をさせられ、この状態を園児を迎えに来た母親から窓のガラス越しに覗かれていること（第1の6(12)）。

ウ A₃は昭和54年4月初めの職員会議での人事発表で54年度もクラス担任にされず年少組すみれ組担任のA₅の副担任を命ぜられ、A₅が休まない限りすみれ組にクラス入りすることはできず、昭和53年度と同じく事務室の一角に座らされていること（第1の6(14)、(15)）。

エ A₃は昭和55年4月初めの職員会議の人事発表で昭和55年度もクラス担任にされず前年度と同じ状態であること（第1の6(16)）。

以上を総合すれば、A₃は、昭和53年度、昭和54年度及び昭和55年度ともいずれも、クラス入りして直接園児を保育する仕事と比較して苦痛で不利益な立場に置かれている

と認められること。

(4) 昭和50年度以前はフリー教諭の制度はあった（第1の2(2)ア）が、副担任制はなく、一人担任制は組合結成後最初の年度である昭和51年度に園が採用を宣言した制度であり（第1の3(3)）副担任制は組合結成前の労使慣行とは別個のものと解せられること。

(5)ア 昭和53年10月28日園長は、A₃の担任をはずすことについて、父母あて文書で、「A₃先生もA₆先生も労働組合員であるということが問題解決を長引かせているように思います。」と述べていること（第1の6(10)）。

イ A₃は昭和51年1月25日組合結成と同時に組合に加入したこと（第1の6(2)）。

以上の事実によれば、被申立人はA₃が申立人の組合員であることを嫌悪していることが明らかであること。

(6) 以上を総合すれば、被申立人はA₃が申立人の組合員であることを嫌悪して、A₃を昭和53年度（11月6日から）、昭和54年度及び昭和55年度の各クラス担任をはずし不利益取扱いをしたものであって、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

5 A₂の担任はずしについて

申立人の主張

園はA₂のメロディオン及び絵画製作の指導が他の教諭より劣るとの理由でクラス担任をはずしたうえ、A₂が園の方針に従っていないので園には不要な人であると担任を補助するなどのクラスに入ることさえ禁止して、幼児教育から隔離して、終日園の監視のもとにおいている。

園のこの行為は、A₂が申立人の組合員であり、A₂が組合結成の中心人物であることを園が嫌悪してなした不利益取扱いである。

被申立人の主張

A₂の担任していたこじか組は、絵画製作、メロディオン指導の保育効果が著しく劣っているが、それはA₂の保育に対する熱意と保育能力の不足にあり、園の保育方針に反する保育態度や資質が不適格と判断してクラス担任をはずしたのであり、A₂が申立人の組合員であり、組合結成の中心人物であることを嫌悪したのではない。

判 断

(1) メロディオンの指導効果が著しく劣ることについて

ア 園は音楽リズムの領域においても教育要領に則って保育を行っていること（第1の7(1)イ）。

イ A₂は、音楽大学教育音楽科（幼児教育専攻）を卒業して、幼稚園教諭の1級免許を取得して昭和49年4月園に教諭として採用され（第1の2(4)）、採用に際しては老園長から「絵と音楽に力を入れているからよろしく」と言われた（第1の7(1)ア）ことからすれば園はA₂を教育要領における音楽リズムの領域についても幼児教育の専門家と認めて採用したものと解されること。

ウ 以上を総合すればA₂は音楽大学の教育音楽科において幼児教育を専攻した専門家であり教育要領の音楽リズムの領域における幼児教育についても能力を持ち合せているものと推定できること。

エ A₂は、昭和49年度から昭和53年度まで毎年度クラスを担当した（第1の7(1)ア）が、その間、組合結成前の昭和49年度又は昭和50年度に音楽リズムの領域において、

クラス担任として指導が著しく劣ったとして園の批判を受けたことについて疎明はないこと。

オ 園長は、メロディオン演奏についてA₁ら組合加入の年少組担任の教員に対し、昭和52年度になってから、「年少組は片手でひいてもよい。両手でひければ両手でもよい。」と言ったこと（第1の7(2)ア）。

カ 園が初めて開いた昭和53年3月の年少組のメロディオン演奏会では、年少組担任のA₁ら組合員は、初めての演奏会であるので片手でひいてよいと了解し、当日組合員担任のクラスは片手でひき、非組合員の担任のクラスは両手でひいたところ、これに対し、園長は父母の前で「両手でひいた組は教え方が非常に進んでいる。」「片手でひいた組は教え方が非常に遅れている。」と発言したこと（第1の7(2)イ）。

キ 同年5月下旬、園は職員会議において7月の七夕おゆうぎ会でメロディオン発表会を開くことを決定し、年長組は2曲を両手でひくよう指示したが、7月8日、9日の2日間の七夕おゆうぎ会でA₂担任の年長組こじか組は園児35人中約10人が両手でひき、残りは片手でひき、ほかの年長組は両手でひいた園児が片手でひいた園児より多かったことから、1週間後の反省会で園長が「こじか組は両手でひくという課題があったが不徹底である。ここでがんばりますと言って貰わないと困る。それができなければ手を打たなければならない。」と発言し、その際こうし組（A₅担任）、こりす組（A₈（組合員）担任）、こやぎ組（A₃担任）についても批判したこと（第1の7(2)ウ）。

ク 昭和54年2月26日年長組のメロディオン発表会においてA₂担任のこじか組は課題曲3曲をひいたが、両手でひいた園児は少なく、最後の曲になると両手でひいた園児は3、4名であったところ、2月28日反省会で事務長は発表会のビデオを見ながら「両手でひいてほしいと言ったことができていない。こじか組は絵もメロディオンもレベルに達していない。今後どう手当をするか、担任はどう認識しているか。」と言ったのに対し、A₂が「自分なりに指導してきました。」と答えたこと（第1の7(2)エ）。

ケ A₂はメロディオンの吹口を口でくわえ、両手を使ってのひき方は、園児が苦しいと訴えたり、発表会で演奏している園児の肩が揺れているのを見て、呼吸をするのに無理があるのではないかと昭和53年7月ころから両手演奏法に疑問をいだき初め、それ以来園児の発達段階を考慮して演奏指導してきたこと。また、A₂は、昭和54年9月ころ近隣の小学校16校に対しメロディオン奏法についてアンケート調査したところ、両手でひいている学校は1校もなかったので、両手でひくことは不相当と判断したが、このことを園には提言しなかったこと。また鍵盤学習研究会編著の「けんばんハーモニカのれんしゅう2」の指導書を取り寄せてみたところ同書には片手演奏法が正しいと指導されていたこと。更に、事務長が昭和55年5月ころ、メロディオン株式会社東京営業所長に、メロディオンを両手でひくことの正否について問い合せたところ、「宿題にさせてください。」という回答を受けたこと（第1の7(2)オ）。

コ 園は、A₂のメロディオン指導に対して批判をした（第1の7(2)エ）時期とほぼ同じ時期にA₂の絵画製作の指導に関し批判的発言をしていること（第1の7(3)イ、ウ）。昭和53年度の年度末に近く、園としては、昭和54年度の人事発表の時期を目前に控えた時点であること。

サ その後園は、A₂を昭和54年のクラス担任をはずしていること（第1の7(4)エ）。

以上を総合すれば、A₂はメロディオンの指導を園児の発達段階を考慮して演奏指導したと解するのが相当であるから、A₂の演奏指導が著しく劣るとの被申立人の主張は、A₂の昭和54年度のクラス担任をはずすための口実を正当化せんとするものであってこれを採用することはできない。

(2) 絵画製作の指導効果が著しく劣ることについて

ア 園は、絵画製作の領域においても教育要領に則って保育を行っていること（第1の7(1)イ）。

イ A₂は幼稚園教諭の1級免許を取得して、昭和49年4月に園に教諭として採用され（第1の2(4)）、採用に際し老園長から「絵と音楽に力を入れているからよろしく。」と言われた（第1の7(1)ア）ことからすれば、園はA₂を教育要領における絵画製作の領域についても幼児教育の専門家と認めて採用したものと解せられること。

ウ 以上を総合すれば、A₂は音楽大学の教育音楽科を卒業して幼稚園教諭の1級免許を取得した幼児教育の専門家であり、教育要領の絵画製作の領域における幼児教育の能力を持ち合せているものと推定できること。

エ A₂は昭和49年度から昭和53年度まで毎年度クラス担任した（第1の7(1)ア）が、その間、組合結成前の昭和49年度又は昭和50年度に同人の絵画製作の指導について、クラス担任として指導が著しく劣ったとして園の批判を受けたことについての疎明はないこと。

オ 園長は、昭和54年1月29日、A₂が担任のこじか組の冬休みの課題画を展示しなかったのをとがめて、こじか組の父母の面前で「こじか組の絵は他のクラスに比べてレベルが劣っている。担任を変えることを考えている。」と発言したこと（第1の7(3)ア）。

カ 園長は、同年2月1日午後3時50分ころ、低劣な絵としての資料とするとして「こじか組の絵を差し押える。」と言い翌日こじか組の絵を保育室から持ち出し、2月5日職員会議において、こじか組の課題画と自由画帳を教員間に回覧し、「この絵の指導については取り返しがつくかどうかわからないが、このまま手当しなければ傷口が広がってゆく、今後絵のときだけ他の先生の指導をさせる。」と発言したこと、従来自由画帳の使い方について正式に取りあげたことはなく、担任の意思に任せ、園児に自由に描かせており、職員会議で教員に配り批判させたことはなかったこと（第1の7(3)イ）。

キ 園長は、同年2月19日、A₂の保育日誌をみて職員会議で「2週間もお絵かきを入れていない。」「絵の指導に熱意がない。」「こじか組の絵は典型的で園児の可能性を下回っている。これは大問題になる。」と発言したこと（第1の7(3)ウ）。

ク 上記オからキまでの園長の発言は、いずれもA₂のメロディオン指導に関し批判的発言をした（第1の7(2)エ）時点と時期を同じくし、また、この時期は昭和54年度の人事発表の時期を目前に控えた時点であったこと。

ケ 園は、その後A₂を昭和54年度のクラス担任からはずしていること（第1の7(4)）。

以上を総合すれば、園はA₂のクラス担任をはずすための口実を正当化するため、園長がA₂に対し前記認定のとおりの発言をしたものと解するのが相当であり、A₂の絵画

製作の指導効果が著しく劣るとの被申立人の主張はこれを採用しない。

(3) 保育不適格について

ア 園においては有資格者の採用困難な特別の事情から有資格者専任のクラス数は設置基準に達していなかった（第1の2(1)ウ）。このような苦境の中でA₂を1級免許を所持する教諭として採用したが、老園長はその際、A₂の前に勤務した会社から入手した申し送り事項中に「組合活動には扇動されやすい。」という文言があったにもかかわらず、これを承知のうえ（第1の2(4)）同人を採用したと認められること。

イ 採用後は勤務時間、給与面において労使慣行を適用（第1の2(2)イ）したと認められること。

ウ 老園長はA₂採用に際し「絵と音楽に力を入れているからよろしく。」と言ったが、園は教育要領に定める6領域のうち、音楽リズム、絵画製作の各領域に力を入れているとしてもその2領域のみに著しく偏することなく平均した保育を行っているものと推定されること。

エ A₂は、昭和49年4月採用以来昭和53年度まで毎年度クラスを担任し（第1の7(1)ア）たが、その間6領域中の健康、社会、自然、言語のいずれかの領域について、A₂が不適格であったとの疎明はないこと。

オ もっともA₂は、昭和50年7月9日に老園長との間にA₂事件を起こしたことがあったが、これとても老園長の後を引きついだ園長は同年11月18日A₂と和解したこと（第1の2(4)）。

以上を総合すれば、A₂の保育に対する熱意と保育能力が不足し、園の保育方針に反する保育態度や資質が不適格であるとの被申立人の主張は首肯できない。

(4) 担任はずしについて

ア 園長は、A₂に関する上記申し送り事項中の「組合活動には扇動されやすい。」との事項を重視してA₂らの労働組合結成の動きを警戒して、昭和50年12月の年末一時金から欠勤控除をした（第1の2(4)）ため、このことが引き金となって、その他の労働条件に対する不満（第1の2(3)）とあいまってA₂らが中心となって昭和51年1月25日組合を結成し、A₂は書記長に選任され、組合結成後も、組合の中心となって被申立人と相きつ抗していること（第1の2(4)・3）。

イ 被申立人は昭和51年4月から一人担任制を採用して組合並びに組合員を嫌悪していること（第2の1）。

ウ 事務長は、昭和54年5月22日午前11時ころ園児の面前でA₂の抵抗を押えて、全治まで1週間程度の傷害を負わせてA₂の手中からメモを取り上げた（第1の7(4)ア）が、このような行為を園児の面前で行うことは園児に悪影響を及ぼす恐れがあることを保育を目的とする幼稚園の経営補助者としては当然考慮すべきにかかわらず、この挙に出たことはよくよくの理由があったものと解されること。

エ 園長は、A₂に対し、昭和54年3月5日には、「A₂に問題がある。これではクラスは担任させられない。」との発言をし（第1の7(4)イ）、同年8月23日の職員会議においては、「3年前A₂先生がやめると言った事実が明らかになった。言動に責任を持って欲しい。悪質なうそをついている人がいるし、応援している人がいる。今までもそれなりに処理してきたが、今後も処理していく。」と発言し（第1の7(4)カ）、昭和54

年11月12日職員会議では「事実無根のことを発言している。時期がきたら厳重に処分する。」と発言し、(第1の7(4)キ)、事務長は、昭和54年12月7日、A₂に対し、「認識を改めて無駄な議論はしないようにしなさい。」と発言していること(第1の7(4)ク)。

オ A₂の一日の仕事は幼稚園教諭としてクラスを担当して保育に携わる仕事とは程遠いものであり(第1の7(4)ケ)、このことは、A₂をして教諭としての誇りを傷つけ、精神的苦痛を与える不利益取扱いであること。

以上を総合すれば、被申立人はA₂が申立人の書記長であることを嫌悪し、クラス担任をはずし不利益を与えて退職に追い込み園外に排除せんと意図するものと解するのが相当であり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

6 A₁、A₄について

申立人の主張

園はA₁の担任するクラスの絵画は、他のクラスより劣悪であり、指導らしい指導をしていないと中傷誹謗し、絵画の指導についてはA₁を保育室から締め出し園長の家族のC₁に指導させるなどの嫌がらせをしたうえ申立人の組合の執行委員長であるA₁をクラス担任からはずし、さらに、申立人の組合の執行委員であることを嫌悪してA₄をクラス担任からはずした。これらは両名が申立人の組合員であるための不利益取扱いである。

被申立人の主張

昭和55年度は新入園児が減少するためクラスが減り、教諭が2人余ることとなったので担任となるべき教諭の比較検討をした結果、A₁、A₄の両名の出勤成績が劣悪なためクラス担任から除外したに過ぎない。

判 断

(1) 昭和54年度の欠勤について

ア(ア) 園においては有資格者の採用困難な特別の事情から、有資格者専任のクラス数は設置基準に達していなかった(第1の2(1)イ、ウ)。このような苦境の中でA₁を1級免許を所持する教諭として採用したが、園では昭和48年度末に教員7、8名が園を退職したのでA₁は老園長の懇請により園に勤務することとなったものである。そしてその際のA₁の労働条件は、出勤時刻午前9時30分、退勤時刻午後3時30分とする等であった。そして採用後は欠勤、遅刻、早退については当時行われていた労使慣行の適用を受けたこと(第1の8(1)ア)。

(イ) A₄は昭和50年6月1日、園に助手として採用され、昭和50年度はバス添乗の仕事に従事し、昭和51年度から昭和54年度までは毎年度クラスを担当した。この間A₄は幼稚園教諭の免許を取得すべく通信教育を受講していた。さらにA₄は採用以来欠勤、遅刻、早退については、当時行われていた労使慣行の適用をうけていたこと(第1の8(2)ア)、A₄は昭和51年1月25日、組合結成と同時に組合に加入し執行委員となったこと(第1の8(2)イ)。

イ 園が昭和51年3月25日組合に提示して意見を求めた就業規則案中始業時刻午前8時、月曜から金曜までの終業時刻午後4時30分は従来の労使慣行に反するとして、組合は同年6月、出勤時刻は午前8時30分、9時、9時30分の時差出勤制とし、月曜から金曜までの終業時刻は午後4時とするよう反対意見を付した意見書を提出した(第1の

- 3(6)。それに対して園は、昭和52年6月9日、就業規則を作成して労働基準監督署に届け出た。しかし、始業時刻、月曜から金曜までの終業時刻の部分は組合の意見を無視して原案どおりとしたが、組合員は慣行どおり出退勤したこと(第1の3(10))。労使間に勤務時間についての労使慣行を変更する合意があったとの疎明はないこと。
- ウ 園は昭和52年10月31日出勤時刻を11月1日から午前8時5分までに繰り上げこれに従わぬ者は4分の1欠勤扱いにすると組合に通告したが、組合は労使で十分話し合いをするよう抗議し、11月1日以後も従来の労使慣行どおりに出勤した。この間の11月11日と11月14日にそれぞれこのことについて団体交渉をしたが、労使間に合意は成立しなかったこと(第1の3(12))。
- エ 園は同年12月22日通知に従わなかった組合員に対し年末一時金から控除する旨を通告し、組合はこのことについて園に同月23日付けの「公開質問状」を提出したが、園はそのころ組合員に支給する年末一時金から減額したこと(第1の3(13))。
- オ 以上を総合すれば、組合結成前の出勤時間等に関する労使慣行が、組合結成後労使の合意により変更されたとする疎明はなく、始業時刻、終業時刻に関する組合結成前の労使慣行は現在もなお存続しているにもかかわらず、園が一方的に変更せんとしているものと解するのが相当であること。
- カ 園がA₂事件についてA₂と和解後、A₂らの労働組合結成の動きを警戒して採用した遅刻、早退等の欠勤換算方法による昭和54年度の欠勤は、A₁19回(うち約半数は申立人代表として本件に係る当委員会に対する出向及び弁護士との打合せに係る回数)であり、A₄11回(うち約半数は申立人の組合の執行委員として本件に係る当委員会に対する出向回数である。また両名の1回当りの時間数はその大半が2時間未満であった(第1の8(3)ア)。それは日数に換算するとA₁は6日、A₄は4日と4分の2日である。これらの大半は園の態度に起因して発生した本件に係る当委員会への出向及び弁護士との打合せ等に要した時間であって、本件申立人の代表者等としては本件解決のために必要とする止むを得ないものと認められるのみならず、その時間は殆んど午後からのものであり、園児の保育に与える影響は僅少と解される。また、昭和54年度の両名の年休はA₁が9日、A₄が8日残っていたと認められ(第1の8(3)イ)、園が本人の意思を確認のうえ、差引計算すれば両名とも昭和54年度の欠勤日数は零となることが可能であった。
- これらの事実からすると園は両名の組合活動を嫌悪するあまり、両名のクラス担任をはずす口実として出勤態度をことさら持ち出したものと解せざるを得ず園の主張は採用することができない。
- (2) A₁の担任はずしについて
- ア 園は有資格者の採用困難な特別の事情の苦境の中で、昭和49年4月A₁を1級免許を所持する教諭として採用し、採用後は組合結成前の欠勤、遅刻、早退についての当時行われていた労使慣行を適用したこと(第1の8(1)ア)。
- イ A₁は、昭和49年度から昭和54年度まで毎年度クラスを担当し、昭和50年7月の夏期一時金支給のときは、絵画製作の指導に熱心であるとの理由で同期に採用された同じ資格をもつ教諭A₂より支給額が6,000円多かったこと(第1の8(1)イ)。
- ウ A₁は昭和51年1月25日、組合結成と同時に組合の執行委員長に選任されたこと(第

1の2(4))。

エ 組合は昭和53年2月21日に本件2・21救済申立をしたこと。

オ 本件2・21申立後、園はA₁に対し、前記第1の8(1)ウ乃至ケに認定したとおり下記の態度をとったが、これらはいずれも嫌がらせ、皮肉または非難と解されること。

(ア) 昭和53年2月27日、職員会議で園長はA₁に対し本件2・21申立書を読みあげるよう命じたこと。

(イ) 同年10月17日、午後3時45分ころ事務長は、A₁が保育室でA₂とともに私学助成協力要請申入書を書いているとき、それを取りあげ、謝罪文を要求したこと。

(ウ) 昭和54年11月26日、園長はA₁に対し、こうし組の絵画指導の批判等の発言をしたこと。

(エ) 同年12月10日、職員会議で園長は、A₁に対しこうし組の絵画指導の批判をした後、「精神科へ行って見て貰う必要がある。」等の発言をしたこと。

(オ) 同年12月17日午後3時45分ころ、こうし組の部屋で母の会に集った父母及びA₁の面前で、「研修手当を出しているのにA₁先生はそれらしいことをしていない。」、「組合活動をして保育の手を抜いている。」等と発言したこと。

(カ) 昭和55年1月28日、園長はA₁に対し、A₁の絵画指導を批判した後、「事務長の言葉の真意がつかめないようでは社会人としても保育者としても失格だ。」などと発言したこと。

(キ) 同年2月4日、園長はA₁に対し、A₁の保育方法の批判をした後、「この幼稚園での存在価値があるのか。」、「あなたには何も期待できない。」等と発言したこと。

ク 昭和55年4月4日、人事発表で園はクラスが8クラスに減ったことと、A₁を前年度に欠勤が多かったとして昭和55年度のクラス担任からはずしたこと。

キ 本件審査記録並びに本件審査の全過程を総合すれば、A₁は組合の執行委員長として、本件2・21救済申立以来、当委員会の審査期日に毎回出頭し、事件処理に当り、園と対決していること。

ク 組合は結成直後から、園に対し昭和51年度に不足したフリー教諭2名の補充増員を度々要求したにもかかわらず、園はこれに応ぜず、組合執行委員A₆、同A₇を昭和54年3月退職に追い込んだうえ、その補充として非組合員C₃を昭和54年4月に教諭として採用し、組合結成前からの先任者A₁を昭和55年度にクラス担任からはずしたこと(第1の3、4、5、8(4)コ)。

以上を総合すれば、被申立人はA₁が申立人の執行委員長として組合の先頭に立ち組合員を指導して被申立人と対抗していることを嫌悪し、A₁をクラス担任からはずし、やがては退職に追い込み園外に排除せんとする意思のもとに不利益取扱いをしたものであって、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

(3) A₄の担任はずしについて

ア 園は有資格者の採用困難な特別の事情の中で、昭和50年6月1日A₄を助手として採用し、昭和50年度はバス添乗の仕事に従事させ、昭和51年度から昭和54年度までは毎年度クラスを担当させた。この間、A₄は幼稚園教諭の免許を取得すべく通信教育を受講していた。さらにA₄は採用以来、欠勤、遅刻、早退について、当時行われていた労使慣行を適用されていたこと(第1の8(2)ア)。

イ その間A₄は、昭和51年1月25日組合結成と同時に組合に加入し執行委員となったこと（第1の8(2)イ）。

ウ A₄は、昭和51年度以降昭和54年度までにおいて、クラス担任をはずされるべき仕事上の不都合があったとの疎明はないこと。

オ 組合結成以来労使間には第1の3に認定したとおりきつ抗状態が継続していること。

以上を総合すれば、被申立人は申立人を嫌悪するとともに、申立人の執行委員であるA₄も嫌悪して、A₄を担任からはずしやがては退職に追い込み、園外に排除せんとする意図のもとに不利益取扱いをしたものであって、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和56年1月13日

千葉県地方労働委員会

会長 新 垣 進